



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

令和8年度

広域農業基盤整備管理調査

徳之島用水地区事後評価資料等作成業務

積 算 書

(当初)

九州農政局
南部九州土地改良調査管理事務所

[illegible]

九州農政局

九州農政局

九州農政局

九州農政局

九州農政局

[illegible]

九州農政局

[illegible]

事業名	広域農業基盤整備管理調査
業務名	徳之島用水地区事後評価資料等作成業務

コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	*** S単一 1号 ***					
S63003	準備作業		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	設計労務(直接人件費内業) 0.00人,0.00人,1.00人,1.50人,1.50人,1.50人,0.00人			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)主任技術者の人数	0.00人		豪雪補正:なし	亜熱帯補正:なし	
	2)技師長の人数	0.00人		基本給時間:8.0	超勤時間:0.0	
	3)主任技師の人数	1.00人		深夜時間:0.0		
	4)技師Aの人数	1.50人				
	5)技師Bの人数	1.50人				
	6)技師Cの人数	1.50人				
	7)技術員の人数	0.00人				
R04003	主任技師	1.000	人	70,900	70,900	
R04004	技師 (A)	1.500	人	62,600	93,900	
R04005	技師 (B)	1.500	人	49,300	73,950	
R04006	技師 (C)	1.500	人	42,500	63,750	
	合 計				302,500	算出数量 1.000 式
	単 価		式		302,500	
	*** S単一 2号 ***					
S63003	総費用の算定		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	設計労務(直接人件費内業) 0.00人,0.00人,5.00人,7.00人,15.00人,20.00人,20.00人			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)主任技術者の人数	0.00人		豪雪補正:なし	亜熱帯補正:なし	
	2)技師長の人数	0.00人		基本給時間:8.0	超勤時間:0.0	
	3)主任技師の人数	5.00人		深夜時間:0.0		
	4)技師Aの人数	7.00人				
	5)技師Bの人数	15.00人				
	6)技師Cの人数	20.00人				
	7)技術員の人数	20.00人				
R04003	主任技師	5.000	人	70,900	354,500	
R04004	技師 (A)	7.000	人	62,600	438,200	
R04005	技師 (B)	15.000	人	49,300	739,500	
R04006	技師 (C)	20.000	人	42,500	850,000	
R04007	技術員	20.000	人	36,700	734,000	
	合 計				3,116,200	算出数量 1.000 式
	単 価		式		3,116,200	
	*** S単一 3号 ***					
S63003	総便益の算定		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	設計労務(直接人件費内業) 0.00人,0.00人,6.00人,13.00人,20.00人,19.00人,22.00人			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)主任技術者の人数	0.00人		豪雪補正:なし	亜熱帯補正:なし	
	2)技師長の人数	0.00人		基本給時間:8.0	超勤時間:0.0	
	3)主任技師の人数	6.00人		深夜時間:0.0		
	4)技師Aの人数	13.00人				
	5)技師Bの人数	20.00人				
	6)技師Cの人数	19.00人				
	7)技術員の人数	22.00人				
R04003	主任技師	6.000	人	70,900	425,400	
R04004	技師 (A)	13.000	人	62,600	813,800	
R04005	技師 (B)	20.000	人	49,300	986,000	
R04006	技師 (C)	19.000	人	42,500	807,500	
R04007	技術員	22.000	人	36,700	807,400	
	合 計				3,840,100	算出数量 1.000 式
	単 価		式		3,840,100	

事業名	広域農業基盤整備管理調査
業務名	徳之島用水地区事後評価資料等作成業務

コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	*** S単－ 4号 ***					
S63003	総費用総便益比の算定		式		1,000 式	歩A 当たり算出
	設計労務(直接人件費内業) 0.00人,0.00人,1.00人,2.00人,3.00人,3.00人,0.00人			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)主任技術者の人数	0.00人		豪雪補正:なし	亜熱帯補正:なし	
	2)技師長的人数	0.00人		基本給時間:8.0	超勤時間:0.0	
	3)主任技師の人数	1.00人		深夜時間:0.0		
	4)技師Aの人数	2.00人				
	5)技師Bの人数	3.00人				
	6)技師Cの人数	3.00人				
	7)技術員の人数	0.00人				
R04003	主任技師					
		1.000	人	70,900	70,900	
R04004	技師 (A)					
		2.000	人	62,600	125,200	
R04005	技師 (B)					
		3.000	人	49,300	147,900	
R04006	技師 (C)					
		3.000	人	42,500	127,500	
	合 計				471,500	算出数量 1.000 式
	単 価		式		471,500	
	*** S単－ 5号 ***					
S63003	点検取りまとめ		式		1,000 式	歩A 当たり算出
	設計労務(直接人件費内業) 0.00人,0.00人,1.00人,1.00人,2.50人,2.50人,1.50人			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)主任技術者の人数	0.00人		豪雪補正:なし	亜熱帯補正:なし	
	2)技師長的人数	0.00人		基本給時間:8.0	超勤時間:0.0	
	3)主任技師の人数	1.00人		深夜時間:0.0		
	4)技師Aの人数	1.00人				
	5)技師Bの人数	2.50人				
	6)技師Cの人数	2.50人				
	7)技術員の人数	1.50人				
R04003	主任技師					
		1.000	人	70,900	70,900	
R04004	技師 (A)					
		1.000	人	62,600	62,600	
R04005	技師 (B)					
		2.500	人	49,300	123,250	
R04006	技師 (C)					
		2.500	人	42,500	106,250	
R04007	技術員					
		1.500	人	36,700	55,050	
	合 計				418,050	算出数量 1.000 式
	単 価		式		418,050	
	*** S単－ 6号 ***					
S63010	打合せ (設計業務基準日額)		回		1,000 回	歩A 当たり算出
	打合せ (設計業務基準日額) 一般工種,着手前・最終,1.00人,1.00人,0.00人,0.00人,0.5日,0.54日			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	日			豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)設計工種	一般工種		深夜時間:0.0		
	2)打合せ	着手前・最終				
	3)設計用主任技師人数	1.00人				
	4)設計用技師(A)人数	1.00人				
	5)設計用技師(B)人数	0.00人				
	6)設計用技師(C)人数	0.00人				
	7)打合せ日数	0.500日				
	8)往復移動日数	0.540日				
R04003	主任技師					
		1.040	人	70,900	73,736	
R04004	技師 (A)					
		1.040	人	62,600	65,104	
	合 計				138,840	算出数量 1.000 回
	単 価		回		138,840	

事業名	広域農業基盤整備管理調査				
業務名	徳之島用水地区事後評価資料等作成業務				

コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	*** S単一 7号 ***					
S63010	打合せ（設計業務基準日額）		回		1,000	歩A 当たり算出
	打合せ（設計業務基準日額） 一般工種,中間,0.00人,1.00人,1.00人,0.00人,0.5日,0.54日			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)設計工種	一般工種		豪雪補正:なし	亜熱帯補正:なし	
	2)打合せ	中間		基本給時間:8.0	超勤時間:0.0	
	3)設計用主任技師人数	0.00人		深夜時間:0.0		
	4)設計用技師(A)人数	1.00人				
	5)設計用技師(B)人数	1.00人				
	6)設計用技師(C)人数	0.00人				
	7)打合せ日数	0.500日				
	8)往復移動日数	0.540日				
R04004	技師 (A)					
		1.040	人	62,600	65,104	
R04005	技師 (B)					
		1.040	人	49,300	51,272	
	合 計				116,376	算出数量 1.000 回
	単 価		回		116,376	
	*** S単一 8号 ***					
S63024	業務報告書作成（その他）		式		1,000	歩A 当たり算出
	業務報告書作成（その他） 1,A-4以下,1000,1,A-4以下,厚手（金文字入）			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)報告書焼付部数(部)	1		豪雪補正:なし	亜熱帯補正:なし	
	2)報告書規格区分	A-4以下		基本給時間:8.0	超勤時間:0.0	
	3)原稿枚数区分(枚)	1000		深夜時間:0.0		
	4)表紙部数（部）	1				
	5)表紙規格区分	A-4以下				
	6)表紙区分	厚手（金文字入）				
P43504	報告書焼付代（コピー） A-4以下 1000枚	1,000	部	12,700	12,700	
P43450	報告書表紙代 厚手（金文字入） A-4	1,000	部	6,170	6,170	
	合 計				18,870	算出数量 1.000 式
	単 価		式		18,870	
	*** S単一 9号 ***					
S63031	《打合せ（設計旅費・交通費）》		回		1,000	歩A 当たり算出
	《打合せ（設計旅費・交通費）》 一般工種・解析等調査業務,着手前・最終,通勤により打合せ,ライトバン,1日,4時間			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
				豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)設計工種	一般工種・解析等調査業務		深夜時間:0.0		
	2)打合せ内容	着手前・最終				
	3)主任技師配置人員	1人				
	4)技師A配置人員	1人				
	5)技師B配置人員	0人				
	6)技師C配置人員	0人				
	7)宿泊区分	通勤により打合せ				
	8)交通機関区分	ライトバン				
	9)高速道路往復料金（税別）	6,690円				
	10)鉄道往復1人当料金（税別）	0円				
	11)バス往復1人当料金（税別）	0円				
	12)船舶往復1人当料金（税別）	0円				
	13)航空往復1人当料金（税別）	0円				
	14)ライトバン使用日数	1日				
	15)時間区分	4時間				
	16)宿泊料金1式当料金（税別）	0円				
	17)宿泊手当1式当料金（税別）	0円				
	18)落札率	0.000000				
P54301	高速道路等料金 消費税抜き	1,000	式	6,690	6,690	
M28121	ライトバン[ガソリンエンジン駆動] 乗車定員5名 排気量1.5L	1,000	日	2,560	2,560	
P34001	ガソリン J I S 2号 レギュラースタンド	10.800	L	160	1,728	
	合 計				10,978	算出数量 1.000 回
	単 価		回		10,978	
	*** S単一 10号 ***					

九州農政局

令和 8 年度 広域農業基盤整備管理調査
徳之島用水地区事後評価資料等作成業務

特別仕様書

九州農政局南部九州土地改良調査管理事務所

第 1 章 総則

第 1－1 条（適用範囲）

令和 8 年度 広域農業基盤整備管理調査 徳之島用水地区事後評価資料等作成業務（以下「本業務」という。）の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第 1－2 条（目 的）

本業務は、国営かんがい排水事業徳之島用水地区事後評価の実施に当たり、費用対効果の算定を行うものである。

第 1－3 条（場 所）

本業務において対象とする場所は、鹿児島県大島郡徳之島町、同郡天城町及び伊仙町地内で別途業務位置図に示すとおりである。

第 1－4 条（一般事項）

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- 1 作業実施順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- 2 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。
- 3 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

第 1－5 条（履行確実性評価の達成状況の確認）

本業務の受注に当たり、予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、業務説明書に示す履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その成果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- 1 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- 2 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- 3 その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる場合等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- 4 業務成果品のミス、不備等

第 1－6 条（管理技術者）

管理技術者は、共通仕様書第 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域・資源計画 農業－農村地域計画
技術士	農業	農業土木、農業農村工学、 農村地域・資源計画、農村 地域計画
博士	当該業務に該当する学 術部門	－
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－

第 1－7 条（担当技術者）

担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。

第 1－8 条（配置技術者の確認）

共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- 1 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- 2 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

第 1－9 条（個人情報の取扱い）

個人情報の取扱いについては、共通仕様書第 1－35 条によるものとする。

第 1－10 条（保険加入）

受注者は、共通仕様書第 1－37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

第 2－1 条（基本条件）

本業務の対象となる徳之島用水地区の基本条件は、次のとおりである

事 業 名	国営かんがい排水事業
受 益 面 積	3,451ha（普通畑 3,451ha）
事業実施期間	平成 9 年度～平成 29 年度
施 設 概 要	徳之島ダム（総貯水量 812 万 m ³ ） 用水路（L=128km） 揚水機場（3 か所） 加圧機場（6 か所） 調整池（2 か所） ファームポンド（12 か所）

第 2－2 条（参考図書）

本業務の参考にする図書は、共通仕様書第 2－1 条によるほか次表によるものとする。

他の図書を参考にする場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

番号	名称	発行所	制定(改訂)年月
1	国営土地改良事業等の完了後の評価（事後評価） 作業ガイドライン（改訂版）	農村振興局整備部 土地改良企画課	平成 27 年 3 月
2	新たな土地改良の効果算定マニュアル（改訂版）	(株)大成出版社	平成 27 年 9 月
3	土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数	農村振興局整備部 土地改良企画課	令和 8 年 4 月

第 2－3 条（貸与資料等）

本業務における貸与資料は次のとおりである。

番号	分類	貸 与 資 料	数量
1	その他	国営徳之島用水土地改良事業 事業成績書	1 式
2	〃	徳之島用水土地改良区維持管理費（令和 2 年度～令和 6 年度）	1 式
3	〃	各種農業関係振興計画書、統計資料	1 式
4	〃	徳之島用水地区事業誌	1 式
5	〃	その他業務実施上、監督職員が必要と認める資料	1 式

また、上記以外に必要な資料がある場合は、監督職員と協議するものとする。

第2-4条（参考図書及び貸与資料の取扱い）

第2-2条、第2-3条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- 1 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2 参考図書は、設計作業時点の最新版を用いることとし、設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。
- 3 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 設計作業内容

第3-1条（作業項目及び数量）

本業務における作業項目及び数量は、次表のとおりである。

なお、詳細は別紙「作業項目内訳表」に示すものとする。

作業項目	数量	備考
設計業務		
1 準備作業	1 式	
2 総費用の算定	1 式	
3 総便益の算定	1 式	
4 総費用総便益比の算定	1 式	
5 点検取りまとめ	1 式	

第3-2条（作業の留意点）

業務の実施に当たって、特に留意する点は次のとおりとする。

- 1 第2-2条、第2-3条及び共通仕様書に示す参考図書又は受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- 2 その他の不明な点については、別途監督職員と協議の上、方針を定めるものとする。

第4章 打合せ

第4-1条（打合せ）

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

- 初 回 作業着手の段階
- 第2回 中間打合せ（総費用及び総便益の算定段階）
- 第3回 中間打合せ（総費用及び総便益の取りまとめ段階）
- 第4回 中間打合せ（総費用総便益比の算定段階）
- 最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

第5-1条（成果物）

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- 1 成果物の電子媒体（CD-R 若しくはDVD-R）正副2部
- 2 成果物の出力1部（白色（JIS Z8102：2001に規定する色No.256）表紙、黒文字製本）

なお、報告書には本業務の要約版を掲載するものとし、その内容については別途監督職員の指示によるものとする。

第5-2条（成果物の提出先）

成果物の提出先は、次のとおりとする。

宮崎県都城市志比田町4778-1
九州農政局 南部九州土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

第6-1条（契約変更）

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- 1 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- 2 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- 3 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- 4 履行期間の変更が生じた場合。
- 5 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。
- 6 その他

第6-2条（業務スライドの試行）

- （1）本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知）（URL「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-256.pdf>」）に基づく試行業務である。
- （2）発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- （3）発注者又は受注者は、（2）の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- （4）変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。
ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- （5）（2）の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、（2）中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。

- (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- (7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。
ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (8) (4) 及び (7) の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。
ただし、発注者が (2)、(6) の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1) に記載の通知に基づくものとする。

第 7 章 定めなき事項

第 7－1 条 (定めなき事項)

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

(別紙) 作業項目内訳表

作業項目	作業内容	備考
1. 準備作業	本業務に必要な貸与資料の内容を把握、整理するとともに、業務計画を作成する。	
2. 総費用の算定	貸与資料から事後評価時点の総費用(国営・関連事業)を算定する。	
3. 総便益の算定	最終計画時点(総費用総便益方式)の効果項目を参考に事後評価時点(総費用総便益方式)の効果項目を検討し、年効果額を算定する。 発注者が取りまとめたアンケート調査結果から農業労働環境改善効果及び景観・環境保全効果の算定を行うとともに、最終計画時点で計上されていない効果項目を検討し、年効果額を算定する。 【最終の事業計画時点の効果項目】 ①作物生産効果、②品質向上効果、③営農経費節減効果、④維持管理費節減効果、⑤走行経費節減効果、⑥災害防止効果、⑦一般交通等経費節減効果、⑧地積確定効果、⑨農業労働環境改善効果、⑩景観・環境保全効果	
4. 総費用総便益比の算定	上記作業項目2、3の算定結果より総費用総便益比を算定する。	
5. 点検取りまとめ	業務成果資料の点検及び取りまとめを行い、業務報告書を作成する。	

令和8年度 広域農業基盤整備管理調査
徳之島用水地区事後評価資料等作成業務

図面目録

図面番号	図面名称	枚数	備考
1	位置図（徳之島用水地区）	1	
計		1	

位置図（徳之島用水地区）



業務名	令和8年度 広域農業基盤整備管理調査 徳之島用水地区事後評価資料等作成業務		
図面名	位置図（徳之島用水地区）		
縮尺		図面番号	1
事業所名	九州農政局 南部九州土地改良調査管理事務所		

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図2万5千分の1を複製したものである。（承認番号平29情復、第683号）
承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の承認を得なければならない。